

日野市0歳児一時保育 利 用 契 約 書

_____ (以下、「保護者」といいます。)と日野市0歳児一時保育『おむすび』(以下、「事業者」といいます。)とは、事業者が保護者の乳児 _____ (以下、「乳児」といいます。)に対して行う保育について以下のとおり契約を締結します。事業者は、乳児に対し、児童福祉法の趣旨にしたがって、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払います。

【 お預かりできるお子さん 】

下記の①～③すべての要件を満たす必要があります。

- ① 日野市に住所を有する乳児
- ② 保健師による新生児訪問を受けた乳児
- ③ 3・4カ月健診を受診し健康と認められた1歳未満の乳児

【 利用(登録)できる保護者 】

日野市に住所を有する市民

【契約期間】

契約締結後から1歳の誕生日の前日まで。

【 保育内容 ・ 料金 】

- ① 施設の名称 0歳児ステーション『おむすび』
- ② 所在地 〒191-0031 日野市高幡 1011 福祉支援センター内 ☎ 042-599-7091
- ③ 利用形態 事前に利用登録をし、電話にて利用予約を行う。
- ④ 開設日 月・火・木・金曜日(週4日)
- ⑤ 保育時間 9:00～16:30
- ⑥ 利用時間 30分1単位とした時間預かりで1日当たり原則3時間以内。
(3時間以上をご希望の場合は相談に応じます。)
- ⑦ 料金
 - ・登録料 無 料
 - ・利用料 30分を1単位として、1単位 500円
 - ・その他 延長料金・キャンセル料・おむつ代・離乳食・ミルク代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収します。

※ 利用人数が、定員(時間枠ごとに最大6人)を超えた場合は、利用できません。

0歳児ステーション『おむすび』は

日野市の一時保育預かり事業のひとつとして、
特定非営利活動法人市民サポートセンター日野が、
日野市(担当:子ども家庭支援センター)より受託して運営します。

【 料金の支払い 】

- 1 利用料金及び延長料金は、利用後に直ちに現金にてお支払い下さい。
- 2 利用料金及び延長料金の算出は、タイムカードの記載時間で行います。
- 3 キャンセル料は直接「保育室」に支払うか、又は郵便振込みでお支払い下さい。
- 4 料金の支払いを受けたときは、保護者に領収証を発行します。

【 損害賠償について 】

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、加入する保険により保護者に対してその損害を賠償します。

【 緊急時の対応 】

事業者は、保育中に乳児が急に発病した場合や、ケガをした場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡の上、当保育室提携医にお連れします。

【 秘密保持、保育の記録 】

事業者及び従事する全ての職員は、保育を提供する上で知り得た乳児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。また、保育内容を記載した諸記録は、契約終了直後又は契約終了後法令等の定める一定年限の期間保存し、保存期間が経過した際には守秘義務にのっとり破棄します。

保護者は、この諸記録を閲覧することができます。

【 契約の解除 】

- 1 保護者又は乳児の事情で契約を解除する場合、保護者は事業者に書面にて申し出るものとします。
- 2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除する事ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合。
 - ④ 事業者が乳児又は保護者やその家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行なった場合。
- 3 事業者は、閉室や休室など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して予告期間を置いて理由を文書で明示し口頭で説明した上で、この契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 保護者が上記に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払いの催告期間が経過しても支払わない場合。

- ② 保護者が事業者や保育室従業員又は利用者(保護者、乳児)に対して、重大な背信行為を行った場合。

【 保育内容等に関する問い合わせ先 】

日野市子ども家庭支援センター ☎ 042-599-6670

【 その他 】

利用に当たっては、本契約書の記載事項を厳守してください。

保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ決定します。契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、本契約書及び『日野市 0 歳児一時保育利用のてびき』に基づき契約内容の説明を行ない、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、保護者、事業者は記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

保護者 <住所>

<氏名>

<住所>

<氏名>

事業者 <所在地> 日野市南平二丁目56番地の10

<事業者名> 特定非営利活動法人市民サポートセンター 日野

<代表者職氏名> 理事長 土屋 和子